

議事日程第4号

令和4年3月18日（金曜日） 午前9時45分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の追加報告

町長報告 1件

報告第1号 専決処分の報告について

日程第3 追加議案の上程及び提案理由の説明 2件

議案第25号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 6件

民生文教常任委員会付託事件 3件

議案第4号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第5号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第6号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計予算について

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

議案第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算について

議案第7号 令和4年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第8号 令和4年度御嵩町下水道事業会計予算について

日程第5 議案の審議及び採決 8件

議案第15号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等

の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直
亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均	税務課長 金子 文仁
住民環境課長 石原 昭治	保険長寿課長 大久保 嘉博
福祉課長 日比野 浩士	農林課長 高木 雅春
上下水道課長 可児 英治	建設課長 中村 治彦
会計管理者 丸山 浩史	生涯学習課長 日比野 克彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝	議会事務局 書記 大脇 敬之
--------------	-------------------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

なお、山田敏寛企画課長は、本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

なお、中日新聞可児通信部様から撮影の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8 番 山田儀雄君、10 番 大沢まり子さんの 2 名を指名します。

諸般の追加報告

議長（高山由行君）

日程第 2、諸般の追加報告を行います。

町長報告を行います。

報告第 1 号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 早川均君。

亜炭鉱廃坑対策室長（早川 均君）

それでは、諸般の追加報告つづりの 1 ページをお願いいたします。

報告第 1 号 専決処分の報告についてです。

地方自治法第180条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告をいたします。

専決第 1 号 専決処分書。令和 4 年御嵩町議会第 1 回定例会（議案第21号）で議決をいただきました工事請負変更契約の一部変更について、令和 4 年 3 月 9 日に専決処分をいたしました。

1. 契約の目的は、令和 3 年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第前 6 期、第 7 - 1 期防災工事です。
2. 契約の金額、3 億 9,794 万 4,800 円を 4 億 4 万 2,500 円に変更するものです。

3. 変更の理由は、充填確認工程におけるボーリング数量等の変更による増額です。

4. 契約の相手方は、飛島・天野特定建設工事共同企業体。代表構成員は、飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は、株式会社天野建設です。

続いて、2ページ、3ページをお願いいたします。

工事請負変更契約書の写しを添付しております。工事内容の最終精査により、209万7,700円を増額する変更契約を本年3月9日に締結いたしました。

続いて、4ページ、5ページをお願いいたします。

こちらには工事の施工箇所を示した図面を掲載しております。

4ページには、第前6期の施工箇所で、中保育園西側の民有地と宝積寺周辺の民有地を施工いたしました。

5ページには、第7－1期の施工箇所で、令和2年10月に陥没被害のありました長瀬洞地内の民有地を施工いたしました。

変更工事の概要といたしましては、5ページ左下の枠内に第前6期、第7－1期をまとめた数量を掲載しております。

今回の変更分は最下段の確認工の変更になります。御確認をお願いいたします。

以上で、報告第1号 専決処分の報告とさせていただきます。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第3、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第25号及び発議第1号を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第25号 御嵩町健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第25号 御嵩町健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

お手元の追加議案書つづりは1ページになりますが、資料つづりにて説明させていただきますので、追加資料つづりの1ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、令和4年2月18日に国民健康法施行令の一部を改正する政令が公布され、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税軽減を図るため、賦課限度額が見直されたことから、関係する条例の改正を行うものでございます。

内容は、第2条の課税額、医療分の限度額が「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金分の限度額が「19万円」から「20万円」にそれぞれ増額となり、第23条は減額の規定となりますが、条文中にあります限度額がそれぞれ増額となります。

施行日は、令和4年4月1日。

適用区分といたしまして、改正後の御嵩町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用いたしまして、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

資料の2ページ、3ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第25号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議について、議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 土谷浩輝君。

議会事務局長（土谷浩輝君）

それでは、追加議案書2ページをお願いいたします。

朗読をさせていただきます。

発議第1号

ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議

ロシアのウクライナ侵攻に抗議することについて、次のとおり決議する。

令和4年3月18日提出

提出者	御嵩町議会議員	大 沢	まり子
賛成者	〃	奥 村	悟
〃	〃	安 藤	雅 子
〃	〃	岡 本	隆 子

ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議

令和4年2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシアはウクライナへの侵攻を開始した。そして、首都キエフへの攻撃を始め、ウクライナ全土への軍事攻撃を行っている。

国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり戦後築き上げられてきた国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。

武力を背景として一方的に現状を変更しようとする侵攻は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であり断じて容認することはできない。

本町議会は、国際秩序の根幹を揺るがす今回のロシアの軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、真の恒久平和の実現に向け、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求める。

また、政府においては、ウクライナ在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と連携し、迅速かつ厳格な対応を行うよう強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月18日

岐阜県御嵩町議会

議長（高山由行君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議について、提出者より説明を求めます。

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ただいま議会事務局長に朗読していただきましたロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議文につきまして、発議者といたしまして提案理由を説明させていただきます。

2月24日から始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、民間人にも多くの死者や負傷者が出ている状況に心からの怒りを覚えます。何の罪もない国民の平和な生活、幸せな日常が全て奪われてしまいました。このような暴挙は、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、我が国の安全保障の観点からも決して看過できるものではありません。

一刻も早い平和的解決を求めるために、私ども御嵩町議会の意思を表明してまいりたいと思います。皆様の御賛同よろしくお願いいたします。以上でございます。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第3号から議案第8号、6件を一括議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました6件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、審議及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第4号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 大沢まり子さん。

民生文教常任委員会委員長（大沢まり子君）

付託されました事件について御報告をさせていただきます。

令和4年3月15日、御嵩町議会議長 高山由行様。民生文教常任委員会委員長 大沢まり子。民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和4年3月10日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、令和4年3月14日、月曜日。

2. 審査事件名、議案第4号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計予算について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫、県支出金などの算定が的確になされ、財源が確保されているかなどを主眼に置いて審査いたしました。

なお、主な質疑は以下のとおりでございますので、お目通しください。

4. 審査の結果、議案第4号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第5号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算については、全員の賛成により

可決すべきものと決定した。

議案第6号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

委員長の報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

議案第4号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第5号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第6号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算について、議案第7号 令和4年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第8号 令和4年度御嵩町下水道事業会計予算について、以上3件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

それでは、報告させていただきます。

令和4年3月17日、総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男。御嵩町議会議長 高山由行様。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

第1回定例会の3月10日において本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和4年3月16日、水曜日。
2. 審査事件名、議案第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算について、議案第7号 令和4年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第8号 令和4年度御嵩町下水道事業会計予算について。
3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものであるのか、基本計画等に合致したものであるのか、使用料、国庫、県支出金などの算定が的確になされ、財源が確保されているかなどを主眼に置いて審査を行いました。

なお、主な質疑は次のとおりでありました。後ほどお目通しを願いたいと思います。

4. 審査の結果、議案第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算については、多数の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第7号 令和4年度御嵩町水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第8号 令和4年度御嵩町下水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

なお、令和4年3月15日付で、令和4年度一般会計予算のうち民生文教常任委員会が所轄する部分の報告書が提出されておりますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（高山由行君）

委員長の報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

まず初めに、議案第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

私は、一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

今回、72億円に依拠する49億円の債務負担行為が計上されています。この債務負担行為に反対をいたします。一般会計全てに反対ではありません。庁舎、保育園についても反対ではありません。しかし、議論が尽くされないまま進めるわけにはいかないと考えるので、反対をいたします。少し長くなりますが、以下、私の意見を述べたいと思います。

一般会計予算に反対するということは、相当の覚悟がなければできません。中保育園は、耐震化もなされておらず、老朽化もひどいです。何とか一日も早く安全な園舎で過ごさせてあげたい。開園が3年延びたことに園長先生は茫然としておられました。そして、伏見小学校も老朽化が激しく、雨が降ると雨漏りを受ける音で授業に集中できないという切実な声も聞いております。こちらも一日も早く大規模改造に取り組み、新しい校舎で勉強できるようになってほしい、本当に心からそう思い、実現にはまだまだ時間がかかることに心が痛みます。そのためには予算に賛成したほうがいいのか。

しかし、一方で、一般会計、御嵩町は約70億円、亜炭鉱廃坑充填事業を除くとですけれども、この町で、72億円もの新庁舎関連事業は町の財政に大きく影響し、町民サービスにも影響しかねない一大事業です。それなのに、これだけ多額の予算を必要とする新庁舎等関連の事業について、あまりにも町民に情報が伝わっていないと感じています。多くの方から、新庁舎は今の

場所の隣に造ればいいのでは、ホールは要るの、人口が減っていくのに多額の借金を返していけるのという意見をお聞きします。コロナ禍であることを理由に、住民に対する説明はなく、昨年7月の「ほっとみたけ」では、43億5,000万円という予算が公表されておりましたけれども、12月定例会で78億円という総額が示されました。議会に対しても小出しに予算が提示され、私自身とても不信感を覚えました。それは町民の皆さんも同じ思いなのではないかと思います。

コロナ禍であろうと、やり方は幾らでもあります。もっと町民にしっかり説明して、町民の間で議論を巻き起こし、町民の納得の下、進めていくべきではないでしょうか。

今回、反対ということですが、できることなら修正動議を出すなどして対応したいと最初は考えましたが、予算は委員会付託案件なので、委員会軽視となってしまうので、それは難しい。何とか附帯決議をつけて賛成できないかということも考えましたが、残念ながらそれもないませんでした。財政の勉強会では、返していける金額だとは言われましたが、返していけるからといって大丈夫ということではないと思います。最少の経費で最大の効果を上げるべく行政は努めなければなりません。

伏見小学校の件も、総額が出て財政的に見通しがついたということですから、なぜゴーサインを出してもらえないのでしょうか。なぜ法令手続が進まなければゴーサインが出せないのでしょうか。とても疑問に思います。まるで法令手続を進めることと伏見小学校の改造が交換条件のように思います。犠牲者は子供たちです。

新年度予算には、リニア残土に関してのフォーラムが予算化されています。フォーラムに至る説明が不十分で、受入れ姿勢に納得ができませんが、それでも1年かけて町民に説明しているという姿勢は評価できると思います。

新庁舎関連事業について72億円、残土を入れないとということですが、このことを町民にはっきりと示し、町民の理解を得てほしいと思います。殊に、町民ホールについては、近くに中公民館があるのに、目的が違うとはいえ、ホールという同じような機能を持つ新たな公共施設が増えるわけですから、維持管理費もかかってきます。上之郷公民館防災センターのように、二重の施設配置が新庁舎でも行われようとしているわけです。防災センターは公民館とは目的が別ということで造られましたが、町民の間からは、電気はついているが利用者は少ないとか、上之郷公民館と一緒にすればよかったのではという意見が多々聞かれます。後でこうすればよかったということがないように、急がずとも町民の合意の下、取り組むべきではないでしょうか。町政報告会を開催したから説明したということではなく、丁寧に説明をし、意見を聞き、町民的議論を得て合意形成を図るべきだと思います。

そのようなことを思いながら、反対することに悩み、予算案が夢にまで出るほど葛藤いたしましたが、やはり多額の予算を必要とする町民にとっても一大事業である新庁舎関連の事業の

情報がほとんど伝わっておらず、納得せず疑問を抱いている多くの町民がいるという現状を見
過ごすわけにはいきません。その思いを私は大切にし、ここで声を上げなければいけないと苦
渋の決断をし、反対の意思を表明いたします。以上です。

議長（高山由行君）

それでは、原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

私は、賛成の立場から述べさせていただきます。

今、岡本議員、たくさん反対の理由を述べられましたけれども、まず1つ目に、私ども議員
は、町民と町政とのパイプ役ということで私も23年前に出てまいりました。町政と町民のパイ
プ役を果たす責任の中において、説明責任というのも必ずあると思います。全協とか、新庁舎
特別委員会とかで町政側が説明していただいたことを町民に説明していくのも私たちの仕事だ
と感じております。直接説明しないとならないということにはならないと思います。

それと、たくさんあるんですけども、反論したい部分もあるんですが、先ほどの農業委員
会からの今継続審議をされています農転につきまして、進達していただけていない状況にあり
ます。これが長引いておりますが、その農業委員会の指摘事項の1つ目に議会の合意、この事
業費に対する合意ということが述べられております。ということは、合意をすれば進達します
と、その協議に入りますというようなお話も出ておりますので、そういったことに対して、こ
こで反対をして、またこのスピード感をなくすような態度の表明ということはどういった意味
なのかということが私にはちょっと理解できません。伏見小学校も早くやっていただきたい、
署名もされたそうでもありますけれども、そうであれば、耐震化のないこの庁舎を建て替えるこ
とが先であって、耐震化がある伏見小学校はその後というのは当然のことではないでしょうか。
命を優先する施策として、そういったことからこの庁舎の整備を進めてられております。

一昨日、また震度6という地震が発生いたしました。災害というのはいつやってくるか分か
りません。防災・減災対策を進めていくということは喫緊の課題であります。そして、後でこ
うすればよかったとかじゃなくて、災害があったときに、こうしてよかったなど、こうしてお
いてよかったなどという結果が得られるものだと思います。そして、災害がなければ幸いであり
ます。人の命と人々の生活を守るために、減災・防災対策の観点から、この新庁舎を進めてい
ただく、スピード感を持って進めていただきたいという思いから、私は賛成といたします。以
上です。

議長（高山由行君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 伏屋光幸君。

6番（伏屋光幸君）

私は、反対者として意見を述べさせていただきます。

岡本さんがいろいろ言われましたので、私は簡単に反対意見を申し上げます。

私は、土地購入や予定場所の変更をしてほしいとは思っていません。新庁舎事業費は、その予算額が膨らんでいくことについて、この先、住民に将来にかけ借金を背負わせることに反対でございます。当初、27億何千万円ということから始まって、去年の「ほっとみたけ」7月号に掲載の43億5,000万円、そして11月には64億4,738万円となり、この数か月の間で21億円膨らんでおります。起債は約48億円、今年の2月10日に議会に示された事業費は78億円、それから今回債務負担に係る金額約49億円。この事業費は、前回より13億5,000万円ほどまた膨らんでおります。この先もまだまだ膨らむと予想がされます。このことを町民が知れば、誰が胸を張って説明できますか。私は、新年度予算の債務負担行為に反対をいたします。以上です。

議長（高山由行君）

それでは、原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

私は、当初予算に賛成の立場で討論をしたいと思えます。

実は、今新庁舎関連の予算に関して反対、賛成というところでもありますけれども、我々は今まで特別委員会を設置した中で、かなりの回数を重ねて住民との協議、またいろいろな形で調査・研究も積み重ねてきております。そうした中で最終報告を当時の高山委員長から、私が議長をやっていましたけれども、頂いております。今後、スピード感を持ってやっていくということでもあります。

実は昨日、先ほども申されましたけれども、震度6強の地震が発生したわけでもありますけれども、この建物は震度6弱で倒壊のおそれがあるという状況であります。町民の安全のためからも、ぜひスピード感を持ってやっていきたいという思いがありますし、今までに二十数億円を全会一致で可決してきております。そうした中で、国道21号の4車線化の関係もありますし、あそこを止めた場合に、どう住民に説明していくか私は想像つきません。

そうしたことから、総事業費、先ほども申されましたけれども、これについては、我々、財政研修を行いまして、皆さん一定の理解ができたと思っております。また、今回総務委

員会を昨日ちょっと傍聴させていただきましたが、一般会計については賛成多数でありましたが、下水、水道関係についても、細かなことを言いますと新庁舎の予算下に入ってきております。これは全員で賛成ということになっておりまして、この辺が整合性といえますか、理解がちょっとできません。以上です。私、賛成の立場での討論といたします。

議長（高山由行君）

それでは、原案に反対の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

私は、反対の立場で討論に参加したいと思います。

理由は、岡本議員、伏屋議員それぞれ言われているので、私がどうしてここの反対に至ったかということを中心にこれからお話をさせていただきます。少し長くなりますけど、よろしくをお願いします。

最初に、この計画、今出ておりましたけれども、「ほっとみだけ」7月号に43億5,000万円ですね。私、それまでその43億5,000万円、これは致し方ない、賛成しなきゃと思っておりました。そして、伏屋議員と今話題になっていますけれども、農業委員会の会長とお話をしたときに、もうこれは進めて、地権者のためにも進めたほうがいいよということで話をしました。農業委員会の会長も、可として出そうかという話にもなりました。じゃあすぐ出したらどうですかという話をしたときに、会長がこう言いました。今はそうはいかないんだ、今この場所に農地転用をし、庁舎を建てるには総予算を提示しなきゃいけないし、県の農政部のほうに、農業委員会に総予算を出して、幾ら借金をして、どこから借金をして、どういう返済をするのか、それを出さなきゃいけない。こういうお話でした。それは町のほうに頼めばすぐ出てくるでしょうと、そういう話をしたのを覚えています。ところが、9月になっても10月になっても農地転用ができないという話を聞いて、心配になりました。町のほうからその総額が出てこない。言ってくるのは部長、副町長、課長、係長がそれを出さないで通してくれないか、そういう話でした。

そのときに何か私、すごい違和感を感じたんですけれども、農業委員会の会長から、10月の終わり、11月1日だったかな、電話がありました。おい、福井、知っているかと言うので、何のことですかと言ったら、俺のところに総予算64億円という話に来て、起債が48億円、そういう話が私のほうに来ていますと言われまして、おまえ、知っているかというもので、私知りませんと言いました。次の日、農林課に来る資料が町長の公印もついていることなので、議員はこれを知る必要があると思って、それを下さいと朝の10時に行きました。今出せませんという

返事でした。どうしてですかと言ったら、今この資料を議員に出すべきかどうか検討をされているということでした。それで伏屋議員に電話したら、伏屋議員は11時に行かれたそうでした。私はもらってきましたと言いました。どうなっているのかなあと思ったら、農林課の係長の方が、オーケーが出たので、今福井議員のうちへ持っていきました、こういう話でした。何かすごい不信感をそのときから持っています。

7月の「ほっとみたけ」に出したとき、43億円じゃなくて、もうそのとき64億円だったんじゃないかなあとそのときに思い、違和感を感じました。この話は11月12日、新庁舎特別委員会で64億円の話があって、その計画を聞きました。そのときに岡本議員はこう言っています。これは話を聞いただけで、承認をしたわけではありませんよという話でした。私もそのとおりだと思います。

何かずっと違和感を持って、12月の一般質問に資料を私請求しました。9月に谷口議員がお聞きした財政シミュレーション、そのときの資料を提出してくださいという話をしたら、新庁舎78億円、伏見小学校12億円という資料が提出されました。いやが応にも43億円が78億円。町民、支持者に説明をしても誰も納得はしてくれません。

それで財政は大丈夫かと思ひまして、関西学院大学の教授、財政の第一人者、小西先生によれば、これはこの予算でも御嵩町は問題は多分今のところないだろうという話でした。それで私はある程度納得しましたけれども、1月の町長月記では、不思議な議員ということを言われました。これは、実は私たち、弁護士にも相談しています。こういうのが出されたんですけど、どういうことなんでしょうか、どうしたらいいのでしょうか……。

〔「議長、ちょっと話がずれとるんやないか。関係ないやないか」と呼ぶ者あり〕

これは、私がここまで至った、反対に至った話ですから続けさせてください。よろしく願います。

議長（高山由行君）

簡潔に願います。

2番（福井俊雄君）

簡潔にいくようにします。という話でしたので、じゃあ簡潔にいきます。

そして、その後には、もう皆さん「テロと産廃」の本のことは御存じだと思いますので、それぞれ願います。

そう反対をしていたら、3月16日の次の日でしたね。自治会の連絡協議会の会長からこんなものを頂きました。正・副自治会長会議の話です。提案者、自治会長連絡協議会、佐賀淳。どうして彼が私のところへ持ってきたかというのは、この役職を4年前私がやっていたからだと思います。彼はこういうことを言っております。

令和4年度御嵩町自治会長連絡協議会の皆様へ。

下記の内容について、活発な協議がなされるようお願い申し上げます。御嵩町は、広報や議会のたより、議会議事録等の情報において過去に例を見ない課題が山積みされています。コロナ禍のため会議もできなく、それを次年度のためにも、情報公開や丁寧な説明を御嵩町に要請していきます。連絡協議会の懸案として申し送ります。

1. 新庁舎の件。リニア中央新幹線出土の件が2番目。3番目、伏見小学校大規模改修の件。4番、中保育所及び児童館老朽化の件。5. 図書検閲の件とあります。これって全て今の御嵩町にとって大事な話だと思っています。

私は、前からこれ、自分も自治会長会長をやっていますから知っていますが、設置要綱にはこう書いてあります。この要綱は、町行政の重要な施策等の報告及び自治会に共通する諸問題について、公益的な処理方法を協議することにより、町行政と自治会及び自治会相互の密接な連携を保ち、町行政の円滑な推進を図ることを目的とし、各自治会長で御嵩町自治会長連絡会議というのを設置する。

自治会長会長は別に反対しているわけではありません。町の諸問題について、次年度の皆さん、私たちの皆さん、どうして今こういうふうになっているのか、これを知りたいからこう言っている、この文書を出されたと言います。

この経緯がここに書いてあります。令和4年3月2日、まん延防止等重点措置発令中、会議中止を打診され、3月3日、住民環境課に協議事項がある旨を伝え、再度開催を要望、議題の内容なども事務局に伝える。開催の方向で了解を内諾を受ける。3月7日、会長提案の議題を文書で住民環境課に提出し、同時に附帯資料のコピーを願う。資料要求もしており、資料としてリニアの関連要望書、町長月記とか議会のたよりとか書いてある。3月9日に、行う前の日の夕刻、住民環境課より電話があり、資料のコピーはもとより、議題の提出も不可との連絡をもらっています。9日当日、開催30分前、協議に上げられない理由を問う。御嵩町に対する内容は協議できない。こういう返事です。

[発言する者あり]

簡潔に言います。

議長（高山由行君）

簡潔といいますか、予算に対して反対に続かないかんで、何かを紹介するところではないので、それについて説明されるのはいいですけど、そこでどうなったかしっかり意見を述べてください。

2番（福井俊雄君）

だから私は、町長月記、「テロと産廃」、この御嵩町の連絡協議会に対する対応をすごく不

審に思っています。そして、予算も本当に72億円だろうか、どうして説明をされないんだろうか、それが心配です。

伏見小学校の件、出ていますけれども、農業委員会が止めているということになっていますけれども、それは止めている理由とは何か関係がないような気がする。新庁舎で、我々が新しいところへ入りながら、伏見小学校の児童、保育所の子供たち、雨漏りするところ、もしくは老朽化したところに住んでいいものだろうか心配しております。私は、町予算が70億円をいかないうちの予算の中で、この新庁舎の予算が70億円を超えていいものだろうか、それが一番心配ですし、果たして49億円の債務負担をしていいものだろうか。30年、1億360万円返していくんですけども、それが本当に適切なのか、そういう心配、また、どうして町民に説明をされないのか。ユーチューブでもホームページでも、この予算が正しいと思われるなら堂々とされればいいと思います。

いろんな意味を込めて、私は、特に債務負担に関して、新庁舎の予算に関して特に反対をしているんですけども、今後また幾らになるかも分からないときで、町民にこれ以上の説明ができないです。ですから、この予算に反対をさせていただきます。以上です。

議長（高山由行君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

反対の方、いろいろ言われました。今日はヒートアップせずにやりたいなとは思っています。

まず、岡本議員、いろいろ言われましたけど、まずもって、やはり伏見小学校、雨漏りということもあったんですけど、ただやっぱり新庁舎というのは、これは耐震性がないというところから始まっているんですよ。そうですね。命を、やはり職員の命を守らなきゃいけない、庁舎を利用される町民の方を守らなきゃいけない。そもそも災害が起こったときに、この災害に対応すべき庁舎、職員、これがダメージを受けていたら、これは誰が町民を守っていくんですか。そういうところになると思うんですよ。先ほど、やっぱり子供が犠牲になっている、小学校のね。ということ言われましたけど、そちらは庁舎が建たないと被害者はやはり町民、職員、そういったところになるかと思っています。

そして、一般会計、新庁舎部分のみの反対と言われましたけど、これ、やっていること全体に対する反対以外の何物でもありませんね。そして、今々も特別会計、通りましたけど、この特別会計も、元を見ていくと、これは一般会計からの繰出金もあるわけですよ。はっきり言

って一貫性がないんですよね、筋が立っていないと。私、ちょっと筋の立たないことに関してはちょっと怒りを覚えちゃうタイプなので、ちょっとしゃべりながらヒートアップしてきたので、ちょっと一回深呼吸をいたします。

そして、この新庁舎というのも、元をたどっていくと町民参加のところからもう始まっているんですよね。確かに、コロナ禍でワークショップできなかったというところもあるんですけど、町の施設のところにいろいろ職員さんが出向いて、庁舎に対してとか、ホールに対してとか、広場に対してというのを意見を求めてつくり上げてきた計画です。御存じだとは思いますが、そういった経緯があるんですよね。本当に庁舎というのに町民の方、かなり夢を持っておられた、希望を持っておられる。本当にこういうものを実現して、我々議会も町民の方と懇談会もやって、そのとき30名の参加者だったと思うんですけど、反対の方ってたしか1人だったんですよね。ほかの皆さんはやっぱり大きなホールにしたいと、いや、それは財政的に厳しいからごめんなさいというようなこともあったんですけど、アリーナが欲しい、そういうような意見もありました。本当に夢を持って、庁舎を建てたいという夢をそのときは議会全員で共有していたはずです。

ほかのところに、福井議員と伏屋議員も、予算がどんどん膨れ上がったというようなお話をされておりますが、この件に関しても、福井議員が令和2年の12月の定例会のときに一般質問をされているんですよね。そのときの、当時須田部長だったんですけど、御答弁で41億円という額が示されたわけですが、その中においても、現在詳細設計を進めている基盤造成工事やインフラ整備等々は含んでおりませんので、これらを含めれば事業費は大きく膨らんでまいります、こういう説明をされているんですよね。その後、答弁というか、再質問も特になくスルーされちゃっているんですけど、説明はされているんですよね。

ただ、私もちょっと福井議員の肩を持つわけじゃないですけども、町のほうも説明がちょっと下手くそですよ。ごめんなさいね、この場でこんなことを言っちゃって。何というか、やっぱりお役所というとな怒られちゃうのかも分からないですけど、本当に慎重になって、詳細な数字、正確な数字しか出したがらないというところはあります。本当に議会も、確かにあやふやな数字を出すと怒ってくる側なのでしようがないといえましょうがないんですけど、やっぱりここはある種の、別に仲よしこよしでやるわけじゃないんですけど、一定の信頼関係を持って数字はやっぱり出していただきたいですね。そうすればこんなにこじれることはなかったんじゃないかなあ、そういうふうに思います。情報公開、情報公開ということは、もう岡本議員もよく言われていますね。福井議員も言われます。ここはしっかりやっていただきたい。これも附帯決議のようなことを言っていますけれども、そこはやはり注文はつけたいです。

そして、福井議員も途中から何か町長に対する不信任みたいな感じのことを言われました。

これは変な話、ちょっと町長に飛び火して申し訳ないんですけども、言いたいなら、これはもう町長に対する不信任を出したらどうですか。私が催促してはおかしいですけど、何か言っていることがそっち系統だったんですよね。これは一般会計に対するあくまで討論であって、少なくとも、筋がちょっと違ったかなというところは思いました。福井議員も一般質問のときにもう財政は問題ない。今し方も、さっきも心配ないようなことを言いながらも、最後は心配だということで、ちょっと私も、これも議員間で話を詰めるべきかなあと。

先ほど町民の合意というのもありましたけど、議会の話合いというか、合意すらできていない状態なんですよ。この議会のごたごたの被害を被るのは町民でありますよね。そこはやっぱりしっかり話し合うべきだったんじゃないでしょうかね。反対するってかなりのエネルギーが要ります。数字もしっかり、あやふやなものではありませんので、やはり先ほど庁舎の隣に建てたらどうだというのを、これは町民の方の意見として紹介されたんだと思うんですけど、だったら幾らでできるの、それなら。計画自体も、その計画にするなら、いつできるの。こういうところをとことん突き詰めてお話ししてくれないと我々も議論にならないんですよ。言われるほうがやはりそういう数字を出していただきたい。

今、分かりやすいところでいうと、新丸山ダムの上、これ6億円なんですけど、これが今、宙に浮きかけている状態です。議会の動向次第、予算執行ができないとなるとこれまた大変なことなので、暫定予算になると、ちょっと新庁舎自体も止まっちゃうかなあ。6億円の土がじゃあ、あれかなり至れり尽くせりで頂ける、無料でこちらまで持ってきていただける、土の検査も相当もう国交省持ちでやっていただける、そういう至れり尽くせりの土を6億円。これ、6億円あったら、庁舎というか、ホールに至ってはこれは半分、御嵩町の負担という意味でも、相当部分ホールが建つぐらいの金額ですよ。それが今無駄になろうとしている。この現実について、我々議会はどう責任取るんでしょうかね、これが宙に浮いたら。少なくとも私、議員はもうやれませんか、恥ずかしくて、申し訳なさ過ぎて。そういうことを皆さん考えていらっしゃるとは思うんですけど、いま一度、考えた上で賛成というほうにやっていただきたい。49億円という債務負担が不適切だと言われますけど、大筋で認めた上で、やはり細かいところはもう執行部としっかり対峙して意見を出していく、そういう方向でまとまりませんか。そういったことを提案させていただいて、私の討論を終わらせていただきます。すみません、長くなりました。

議長（高山由行君）

原案に反対の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

皆さん、長々としゃべられましたので、簡潔明瞭にしたいと思います。賛成の立場から討論をいたします。

先ほど、岡本議員は、予算全てに反対しているわけではないと言われましたけれども、矛盾していませんか。新庁舎整備事業に反対するだけで、令和4年度の一般会計予算全てについて反対することは議会人として恥ずかしくありませんか。昨年12月の定例会と同じことをやるつもりですか。

新庁舎整備事業は既にスタートしています。後戻りはできません。人件費、公債費及び扶助費などの義務的経費予算まで反対することになります。この予算が執行できないと円滑な行政運営をストップさせてしまいます。今回、新年度予算で提案された施設や道路等の維持管理経費、使用料や消耗品などの事務的経費、福祉医療費助成事業などの扶助的な経費などは町民にとって必要不可欠な予算です。この予算に反対することは町民生活に多大な影響が出てきます。この席の執行部の皆さん、我々議員の給料も出ませんよ。

よって、原案どおり可決されることを希望し、賛成討論といたします。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行君）

安藤議員、もう反対の方がおられないので、どうしてもということなら許します。

5 番 安藤信治君。

5 番（安藤信治君）

反対討論の方がいない中、お許しいただきましてありがとうございます。

さんざん今まで長い討論も聞かせていただきましたし、もっともらしい討論も聞かせていただきました。その中で、特に財政問題、78億円、確かに御嵩町にとっては今大きな費用だと思います。こんなことを今さら言うことではないですけど、先ほど福井議員のほうもおっしゃられたんですけど、78億円という数字について、町が財政シミュレーションを出してきました。それについて、12月16日、関西学院の大学教授を呼びまして、それについてちょっとお話を聞いたら、大体妥当であろうと。はっきり言って私は、町の財政係長、財政部局、町長はちょっと分らないですけど、信用しておりますので、それが改ざんされておるとか何か言われれば問題ですけど、当然の話です。

その中で一番着眼しないかんというのは、78億円というその数字じゃなくて、幾ら返せるのかということなんです。1億円強ですか、毎年増えてくると、起債。借金といっても、なかなか説明しても難しいと思いますけど、普通の家庭でする借金とは違いまして、その借金を肩代わりしてくれる制度のある借金といえいいんですかね。そういったものを使って、最終的には

毎年1億円ぐらいしか増えないだろうというような説明でした。

それと、これは議員の方はほとんど理解してみえると思うんですけど、公債費比率、それから将来負担比率、この2点についてもグラフで示されて、妥当だろうというような大学の先生のほうのお墨つきを私はいただいたと思っております。それについて、いまだかつて、78億円のほうが高いとかどうのこうのという議論が出てくるのは不思議で私はなりません。これは本当に理解するつもりで聞いておられるのか、理解できないのか、私はちょっと分かりませんが、いまだかつて、こんな78億円という数字ばかりが独り歩きして、高い高いと言っておられること自体が私は不思議でなりません。一般の方が私のところに来られれば、そういった説明をさせていただきたいと思えますし、それで納得していただくように努力はいたします。

それから、先ほど、この一般会計予算ですね、来年の。認めないほうに回るといふ発言の中で、夜も寝ずに考えたというような発言もありましたんですけど、本当にこれでもし否決するようなことになれば、その後の対策とかそういうのは辞められる方は考えてみえるんですかね。私に言わせれば、どうせ可決するからとにかく反対しておけばいい、そういう無責任な発想でこの一般会計予算を否決されるような気がしてなりません。先ほど、福井議員も長々とおっしゃったんですけど、あの発言の中身を見ると、一時、町長の不信任を出せばいいなんていう清水議員の発言もありましたけど、どうもこの場でやる議論ではないような気がします。土俵が違うみたいな気がしますね。だから、そういうことは別のところでやっていただいて、この一般会計補正予算、純粋に審議していただいて、良識ある判断の下にやっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど岡本さんも大変スマートに委員会軽視なんていう話もおっしゃられたんですけど、岡本さんは確かに総務委員会で反対の立場を取られました。これも賛成多数ですから、事実3対2で一応総務委員会で可決しておるわけですけど、分けている民生文教常任委員会のほうも全部否決になりますね、これ。そういったことは本当に委員会軽視じゃないですか、これも。何かスマートに言われたんですけど、とにかく農業委員会の件に関しても、私、この間一般質問しました。もう一回農業委員会がやるべき仕事というのをよく見ていただきたい。分からなければ担当者に聞いていただきたいと思えます。恐らく担当者のほうもそういった説明は十分してくれるはずですので、もう一回、農地法のほうを一回勉強してください。

それと、さきの伏見小学校の件ですけど、いろいろ議論もあります。はっきり言って、優先順位でいけば中保育所、庁舎、伏見小学校という順位です。町長は最初から同時にやる予定で、中保育園も伏見小学校も、そういう計画で財政的な面も考えながらやってきました。ただその中で、こういう庁舎もできない、中保育所も手をつけられない、伏見小学校だけ先にやったらどうだ。これは関係ない話じゃないかなというようなことの発言もありましたけど、よく考え

てみてください。中保育所は耐震設備が脆弱なわけですね。庁舎はもちろんですけれども、伏見小は老朽化で、多少水道とかそういった瑕疵があるんですけど建物的には大丈夫だろうというような。

だから最初にやらないかんのは中保育所、庁舎じゃないですか。それを止めておいて伏見の小学校だけ先にやるというのは、私は断固として許せません。中保育所の保護者の方もどう思われるかもしれませんが、私の話を聞いて、そういう理論の中で今始まっておるわけだね。

これははっきり言って政争の具といたしますか、そういったようなことに利用されているような気がするんですけど、純粹に考えれば、この一般会計補正予算、いろいろ反対される討論をされた方もありますけど、何とか可決できるようにしていただきたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか討論はよろしかったですね。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第7号 令和4年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 令和4年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第8号 令和4年度御嵩町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号 令和4年度御嵩町下水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午前11時20分とします。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第15号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第17号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第18号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今回、この条例改正につきましては、金額を変更するということでもありますけれども、もともとこの長寿者褒賞条例を制定した本来の趣旨というのはどこにあったのかと。先般の執行部

の説明ですと、もう時代の変遷の状況の変化と年齢構成の変更というようなことと、近隣市町村の動向を見て変更したいということだったんですが、これを当初制定された本来の趣旨、その辺のところを一度説明していただいて、ちょっと検証する必要があるんじゃないかなと思うんですが、その点だけお願いします。

議長（高山由行君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

こちらの長寿者褒賞条例につきましては、平成3年に制定をされております。平成12年に介護保険制度が始まるんですけれども、それまでのものにつきましては、在宅で介護する方についてのそういったところへの支援というものはありませんでした。それにおいて、町とかでサービスを行っておったんですけれども、先ほど申しましたように、平成12年に介護保険制度が始まりまして、居宅での介護とかそういった方に対する支援というのがありますので、今回そういったところから減額にさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

いや、当初この条例が制定された本来の趣旨。もし分かればいいですが。分からなければ大丈夫、いいです。もしあれなら。

議長（高山由行君）

時間がかかるようですが、谷口議員、もうよろしいですか。

12番（谷口鈴男君）

はい、もう結構です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第19号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第20号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第25号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（高山由行君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは上程させていただきました議案について全て議了させていただきました。誠にありがとうございました。

反対討論の中で出てきたことは、ほとんど行政としては説明がしてあるものだと思います。職員たちには、数字は必ず独り歩きをしてしまうから、軽々に数字を口にしてはいけないということも言い続けてきておりました。最終的に出てきた数字が、それが現実的な話だということでもあります。まだ落としがあるかもしれませんし、逆に思った以上に安く上がったということも出てくるでしょうから、それを基準に、プラス・マイナスは多少あれど基準というものができたということでもあります。今日傍聴しておられる方々にも数字として覚えておいていただきたいのは、要は借金が返せるか返せないかだと思います。

先日の議会が終わってから、寺本副町長に私は聞きました。寺本君、自分でうちを造ったとき、年収でできたかということ聞いてみました。年収で造る家だったら、御嵩町役場の職員で一人も家は持ってません。そうです、私もそういう仕事をしてきました。4年とか5年とかいろいろな年収を考えながら、毎月ローンが幾ら要るのかということが基本となって建築費を埋め合わせしていくというのが通常のことです。寺本副町長に、今御嵩町って家を造ろうとしているよな、だったら年間の予算内ぐらいで——これは方々に使わなきゃいけないお金ですけど——それだけで済むってそんなに高い話じゃないよな。

数字として現段階で分かっていること、これは町民に伝えていただきたい。現在行っている計画で御嵩町が責任を持って毎年返していく借金は1億260万円という数字が出ています。御嵩町は、建設に向けて毎年2億円以上の貯金をしてきています。行政サービスを落とすことなく、この庁舎関連の事業を行えることに私は褒めてもらえるかと思いましたが、全く違いました。それが残念です。

もう既に動いています。これまで使ったお金が、20億円以上使っているのかな。先ほどこの会議中にメールが入ってきました。多治見砂防国道事務所長からです。国道21号、これについて開通をさせるという話であります。4車線化をして、3月28日16時から開通という予定です。これも新庁舎に向けてお願いをして、御嵩町の負担すべき部分については負担をした上で、右折車線を造っていただくための事業を行っている。今回の予算の中にも、皆さんに変更ということで報告を申し上げている。内緒でやっていることは一つありません。予算上のことで必ず皆さんに相談をしなければいけない。隠すこともありません。

私は、特に情報公開と説明責任を重んじてきたと思っています。あまりにも前になりますのでお忘れだと思いますけれど、いろんな会議を開きました。木造がいいのかどうなのかも、私は木造と言ったんですが、皆さんどう考えますかという会議も開きました。町民参加の下で行

いました。あまり前の話なのでお忘れかもしれませんが、お墨つきも皆さんにいただきました。夢を広げておられたという感じでその議論を聞いていました。

そういうことで、御存じない方がお見えになるなら、以前から申し上げているように、コロナ禍でなかなか人を集めるというのは行政としてはやりづらい。責任を持ってそういう方が人をお集めになれば、私はどこでも行きますと、そういうことは言い続けています。説明が足りない、多分永遠にそうおっしゃる方もあるでしょう。理解する気で質問をしないといつまでたっても分かりません。総額がどういう構成で出されたものなのか。私は、責任を持って約30年間、短いものですと20年ぐらいのものもありますけれど、そういう有利な借入れをしながら計画を進めていくと、そうした前提に行っています。

この場をお借りしまして、東北地方で起きた震災により被災された皆さんには心からお見舞いを申し上げます。2011年、私どもの計画も、あの悲惨な状態を見て、津波は来ませんけれど、耐震化の速度を上げなきゃいけない。最後に残るものは御嵩町の庁舎、中保育園、そして中児童館であります。中児童館は、伏見児童館と同じように耐震性を持たせる工事そのものがない。だから伏見児童館も新築をしました。中保育園に至ってはお分かりのとおりです。ただ、耐震性においては御嵩町の庁舎よりかなり高い。それと平屋であるということもあって、倒壊というところまではいかないという報告も受けています。この庁舎は、山田議員がおっしゃったように、あの東北の今回の震災、震度6弱だとこの地方は言われていますが、倒壊のおそれがあり、職員たちにも不安が広がっています。防災拠点になる庁舎をそんな状態で放置しておくのは罪なことあります。私、自分で新しい庁舎の町長室に入るなんてことは一回も考えていません。私の考えるのは町民の利益です。町民の利益とは安全で安心であるということ、ここを追求していただくであります。

御理解いただきまして、どうぞできれば一丸となって、50年に1度の事業、また注目されておる南海トラフ巨大地震も一昨日にニュースでやっていました。40年内の発生の可能性は90%、つまり我々が手がける新施設というのは、ほぼ南海トラフ巨大地震にさらされる施設になるということです。防災拠点になる施設だということあります。ぜひよくお考えになって、万全の体制で前に進んでいきたいと思っておりますので、御理解のほどを今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。御苦労さまでした。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これもちまして令和4年御嵩町議会第1回定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前11時40分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 山 田 儀 雄

署 名 議 員 大 沢 まり子